



チャイナタックスアラート (中国税務速報)

第10回 2014年5月

電気通信業の増値税改革

本アラートの分析対象法規：

- 2014年4月29日付、財政部、国家税务总局共同公布「電気通信業の増値税改革試行対象業種編入に関する通達」財税[2014]第43号（以下「43号通達」）

中国財政部および国家税务总局は、2014年4月29日に共同公布した第43号通達（以下「43号通達」）において、電気通信業を営業税から増値税への変更業種に取り入れ試行することを明確にした。

電気通信業の増値税改革に関する政策は、かねてから要望されてきたが、しかし、その試行の施行が2014年6月1日と決められたため、対応準備への時間が極めて短い法律となった。今回の43号通達によれば、基礎電信サービスの提供にかかる増値税適用税率は11%、付加価値電信サービスの提供にかかる増値税率は6%となる。このことから、ひとつの業界に複数の税率が存在するため課税上の問題をさらに複雑化させている。また、43号通達では、現行の営業税優遇政策を踏襲しないため、電気通信業の増値税改革ではデジタル化サービス業などの海外通信事業者ならびに新たなタイプの通信サービスプロバイダー（例：デジタル化サービス業）など多数の納税者にも課税上の影響を与えることになる。

中国は、いまや固定局ネットワークおよびモバイルネットワークにおいて世界最大規模にまで達しており、その膨大なネットワーク容量ならびに多数のユーザーを抱えることから、今回の電気通信業の増値税改革試行には困難が予想される。

概要

中国の電気通信業は法律によって厳しい規制を受けている。43号通達の対象範囲は、中国移动（China Mobile）、中国联通（China Unicom）、中国电信（China Telecom）という国有通信事業者3社に限られるというのが一般的な見方だが、実際には、その対象範囲はさらに広範で、下記の業界も影響を受けることになる。

- 外国通信事業者
- デジタル化サービス業

KPMGは、2013年6月に「電気通信サービスの増値税改革」（电信服务增值税改革）という特集記事を発表しており、それは、中国政府が施行するであろう法律ならびに増値税改革において電気通信業が直面する諸問題の予測を試みたものである。特集記事の予測の多くが、今回の法律、43号通達となって的中したが、しかし、まだ解決すべき課題も残されている。

電気通信業の増値税改革政策から、次のような増値税改革試行の全体的動向が伺える。

- 新業種の試行範囲への編入は、増値税改革の初期阶段で行われた省単位ではなく、全国規模で実行される。

2. 新たに試行対象となる業種の役務提供にかかる適用税率は6%の低税率ではなく、11%になると思われる。これは今後、編入が見込まれる不動産業、建設業、金融保険業などの業種に対して潜在的な影響を与える。

3. 複数の増税率が存在するため、潜在的な課税上の問題が懸念される。一例として、類似役務に異なる増税率が課税されると、仕入税額控除にも影響する。支出項目によって適用税率が異なると、仕入税額の控除にも差異が発生する。世界各国の付加価値税(所謂『増税率』)制度および物品サービス税(GST)制度と比較すると、異なる税率の適用は、税制運用にマイナス影響を与える可能性がある。

4. 増税率の対象範囲拡大は速やかに実施すべきである。現時点では、どのサービスが増税率の対象になり、何が営業税の対象となるかという判断が個々に必要となるため、納税者にとって不便である。

5. 移行期間があまりに短すぎて対応が追いつかない。これは、ITシステムに大きく依存する電気通信業などの業界にとって、特に深刻であるため、事前準備が必要である。移行準備は、通達公布前と公布後の二段階に分け、前段階には増税率政策の影響が小さい事項に対象を絞っている。

6. 電気通信業の増税率改革に関する当該規定は、現時点ではフレームワークであるため、今後、細則による具体化が待たれる。増税率改革の対象とならなかった企業も、通達がすべての問題を網羅するわけではないことを知っておくべきである。今後、財税部門が地方にも適用されるための実施細則など関連文書を発表する可能性は高い。それゆえ、可能な限り早急に、財政部および国家税務総局との間で意思の疎通を通じて、通達の背後にいる真の意図を見極めておく必要がある。

43号通達—主要政策一覧

財政部および国家税务总局は下記の内容を43号通達で規定した。

サービス	適用範囲	税率
基礎通信	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定局ネットワーク・モバイルネットワーク・衛星・インターネット(IP電話など)による音声通話サービス ● ブロードバンドまたは周波数帯ネットワーク連携の賃貸または販売 	11%
付加価値通信	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定局ネットワーク・モバイルネットワーク・衛星・インターネット・ケーブルテレビネットワークによる下記サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ショートメッセージ、カラーメッセージ ・電子データおよび情報の通信・応用 ・インターネット接続 ● 衛星放送信号の受信・伝送サービス 	6%
海外向け通信	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国企業が国外の企業に提供する通信サービス 	免税
無料通信	<ul style="list-style-type: none"> ● ポイント交換の提供にかかる通信サービスのみに適用 	增值税免除
募金	<ul style="list-style-type: none"> ● 国有通信事業者3社およびそのメンバー企業が携帯電話ショートメッセージによる公益特別サービス番号を利用した非営利団体に提供する募金サービス 	課税売上高としない
增值税額簡易計算方法の適用選択	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年12月31日以前に衛星を使用して提供した音声通話サービス・電子データ・情報通信サービス 	3%

KPMG の所見

上述したとおり、43号通達は詳細な規定ではないため、曖昧な点も多い。また、電気通信業の技術面または業界特有の問題に対する規定も明確にされていない。このため、財政部および国家税务总局、あるいは各省市の地方税务局が今後、関連文書あるいは地方独自の実施文書または実施細則などを公布することが予測される。しかし、これは電気通信業の増值税改革が直面している問題をさらに煩雑にしかねない。

増增值税率とその影響

基礎通信サービスおよび付加価値通信サービスの提供にかかる営業税は、従来より3%であったが、今後は、それぞれ11%、6%の税率が適用されることになった。適用税率が異なるのは、付加価値通信サービスに比べ、基礎通信サービスの方が大型インフラ施設を多く利用し、しかも高額資本の設備投資を要するためである。すなわち、基礎通信サービスのプロバイダーは、投資コストの仕入税額をより多く控除することが可能となる。

基礎通信サービスの適用税率は11%になるため、主要電気通信事業者の税負担は一時的に重くなる。なお、同事業者は、2014年6月1日より課税所得の11%の売上増增值税を納付しなければならないが、資本的支出に相当する仕入税額(通常税率17%)の控除を申告できるには、まだ数年先である。なぜなら、事業者がインフラ施設の更新、または保守に着手した場合、その際に発生する大口の資本的支出に対しては控除可能な仕入税額が発生するためである。

そのことはまた、税負担が重くなることで、その負担を消費者に転嫁するか否かという帰着の問題をさらに複雑にさせる。中国の電気通信サービス業は、政府が料金設定を監督管理しているため、消費者への潜在的影響が注目される。

次いで、付加価値通信サービスに対して、3%の営業税ではなく、6%の増增值税が適用されることが、税負担になるか否かは、投下資本額の人は費比率、あるいは消費者が増增值税の一 般納税者となるか、或いは最終担税者となるかの違いにより、異なる答えとなる。

基礎通信サービスか、付加価値通信サービスか

基礎通信サービスおよび付加価値通信サービスの判別は、業界監督管理部門による電気通信業の類似と区分に基づいている。基礎通信サービスとは、厳格に規制された業界であり、相当するのは国有事業者3社だけである。これに対し、付加価値通信サービスは、外資系企業の参入が認められている。(通常、中外合弁企業の形態で行う)。

また、基礎通信サービスとは、一般的に、音声通話サービス(各種方法で提供する)だけを指しており、ショートメッセージ、カラーメッセージ、データアプリケーションなどのことである。これが両者の大きな違いである。しかしながら、この区分は、市場における電気通信サービスの料金設定方法に連動するとは限らない。

- 顧客のほとんどは、通話料金とパケット通信料を組み込んだパッケージ料金を支払うが、このパッケージ料金をいかに区分するかが重要課題であり、税務機関も重視する可能性がある。
- 顧客は、ネットワークを通じて、音声通話・ショートメッセージ・カラーメッセージなどの送受信を行うが、事業者のシステムがそれらを正確に区分し、相応の税率を適用するか否かの確認は困難である。

そのため、問題は、ネットワークを利用した音声通話(IP電話など)が基礎通信サービスとみなされ、一般的なインターネット接続では付加価値通信サービスとみなされることである。これらは、実質的には同一技術を利用していているため、業界関係者はこの区分の目的を図りかねている。

企業で発生する通信料金

どの企業であっても、固定電話、携帯電話、ネットワークサービスなどの通信料金が発生する。増税規定の引用から、一般納税者として登録された企業は、発生コストに対する仕入税額の控除が可能となる。

従来の営業税では、通信料金が発生する際、価格に含めた3%の営業税を負担することになっていた。改革後の増税では、一般納税者企業は、通信サービス購入後に「増税専用発票」入手することで、当該コストに対する仕入税額を控除することができる。上述のサービスにかかる実際原価を多少とも削減することが可能となる。

このため、電気通信業の増税改革により、従業員の固定電話・携帯電話・ネットワーク使用料を会社負担とするか否かのタックスプランニングが必要となる。増税一般納税者として登録された企業は、経営上発生した仕入税額のみ控除可能だが、増税の現行規定では、従業員福利厚生ならびに個人消費による仕入税額は控除できない。それゆえ、企業が従業員のために肩代わりした通信サービスを財税部門がどのように解釈するか、また個人用と自家用の仕入税額を計上区分する必要があるか否かについては、今後の説明が待たれる。

国際ローミングと他のクロスボーダー取引による外国通信事業者への影響

43号通達では、国内企業が外国企業に通信サービス（基礎的通信サービスと付加価値通信サービス）を提供する場合、増税免除となる。OECD公表の「International VAT/GST Guidelines」（2014年4月17日～4月18日）では、「ゼロ税率」を提唱しているのに対し、中国は輸出通信サービスに対して「免税」政策を実施している。免税政策によれば、通信事業者は免税適用のコストおよび費用について区分しなければならない。該当のコストと費用の仕入税額は、控除ができずに（あるいは関連仕入税額への振替が必要）、一般管理費に関連仕入税額は配賦される。なお、中国では、増税課税に適用の一部の固定資産の仕入税額全額を控除できるため、「免税」と「ゼロ税率」には実質的な差異はそれほどではない。

これに関連した問題は、輸出免税の管理である。現時点までの経験によれば、増税改革のパイロット納税者は、免税適用のために、輸出の真実性を証明する各種書類を提出する必要がある。始めに増税を納付し、その後2年後になって還付される納税者も多い。免税か否かを判断する主管税務機関の基準は厳格のようだ。

なお、予想に反して、43号通達には、外国企業が中国企業に提供する通信サービスを免税とするか否かについての規定がなかった。

従来の営業税では、通信サービスの輸出・輸入のいずれも免税としていた（詳細は国税函[2010]300号通達と財税[2009]111号通達を参照）。43号通達は、外国企業が中国企業に提供する通信サービスに対して、増税が免除されるか否かを明確にしていないため、外国通信事業者には潜在的な法的リスクおよび商業リスクをもたらしている。通信サービス輸入が免税となるか否かが不明確なため、外国通信事業者は、中国企業に提供する通信サービスに対して中国企業が源泉増税を納付しなければならない。この場合、基礎通信サービスの増税税率は11%、付加価値通信サービスは6%である。

中国は、国際的に通用するリバースチャージ制度ではなく、増税の源泉徴収制度を採用していることに注意が必要である。両制度の違いは下記のとおりである。

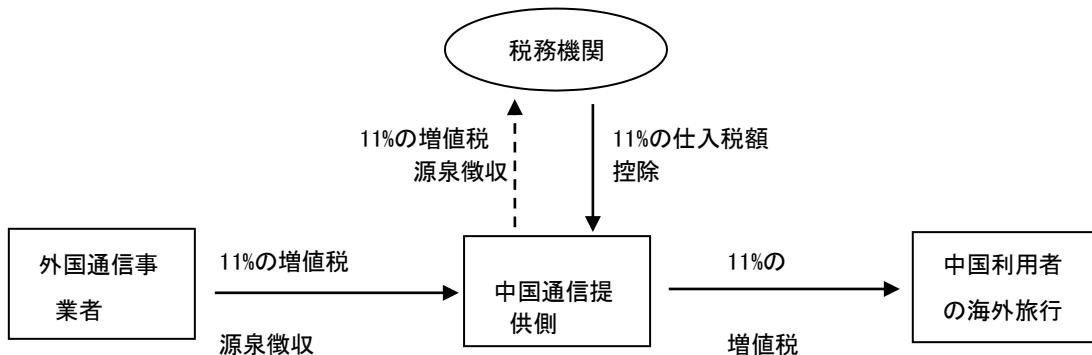
項目	増税源泉徴収	リバースチャージ
納税者	役務受入側	役務受入側
役務提供側の未収入金への影響	対価から源泉徴収の増税を控除（基礎通信サービスの増税率11%、付加価値通信サービス6%）	影響なし
役務受入側の仕入税額控除の可否	控除可能	控除可能

財税[2013]106号通達によれば、国外で享受したサービスには増価税は納付不要である。しかし、外国の通信事業者が中国企業に役務を提供する場合、税務機関はその行為に対して、これを完全に外国で発生したサービス料金とは認めないであろう。

国際ローミングなどのサービスへの影響は下記のとおりである。

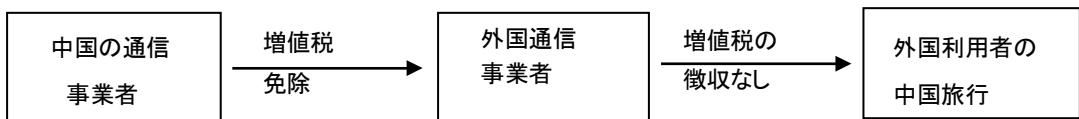
国内利用者の海外旅行

中国通信事業者の利用者が海外旅行をする際に、外国通信事業者を利用して「シームレス」なサービスを得ることができる。この際の契約フローと増価税の影響は下図のとおりである。



外国通信事業利用者の中国旅行

外国通信事業者の利用者が中国に旅行し、国際通信サービスを利用する際の契約フローと増税の影響は下図のとおりである。



43号通達の外国通信事業者への影響は明快である。外国企業は、今一度、契約条項を確認し、契約価格が源泉増税を含んでいるか否かを確認し、必要ならば再交渉を行わなければならない。なぜなら、2014年6月1日より11%あるいは6%の増税負担が発生するからである。これは、海外通信事業者が相互接続契約に基づいて提供する通信サービスだけでなく、その他すべての海外通信事業者が中国企業で提供する通信サービスにも影響を及ぼすことになる。

判断すべき問題は、源泉増税を11%とするか6%とするかの判断である。音声通話サービスには11%の税率が適用されるが、相互接続契約が源泉増税算定の根拠となるか否かはまだ不明である。

今回の問題は、交通運輸業の増税改革パイロットプログラムと酷似している。そこでは、交通運輸業も、増税改革によって一部の外国運輸役務提供側に不利となつた。外国企業は役務受入側が源泉徴収納付された11%の増税についても負担することになったからである。その結果、納税者は増税改革による影響を軽減するために、取引の再調整を図るとともに、改革の見直しを求めて、改革策定者側との協議を続けた。最終的に、政府は実施過程の見直しを図ったが、それでも従来の営業税処理法の復活に至っていない。そのため、今回の電気通信事業の増税改革でも、同様のプロセスを経ると予測される。

デジタル化サービス

現今、企業であれ、消費者であれ、携帯電話、タブレットPC、ノートPC、デスクトップPCなどの電子機器類の活用、および関連サービスに対するニーズは、ますます密着している。それらサービスには、音楽、ゲーム・動画・電子書籍などのダウンロードの電子データサービス、およびクラウドストレージなどのデータ保存サービスがある。

デジタル革命は、政府の税徴収にも大きな影響を及ぼしている。なぜなら、サービスプロバイダーのほとんどが政府の管轄下になかったため、多種多様な管理上の問題が発生したためである。

43号通達は、電子データならびに情報類の通信・応用サービスを、増税の課税役務とみなして、6%の増税率適用を規定したものである。その適用範囲では、音楽、動画、電子書籍などのデジタル化サービスならびにオンラインゲーム、さらには争議問題が発生しているクラウドストレージサービスまでも含まれる。なお、中国のサービスプロバイダーが、これらのデジタル化サービスを提供する場合には増税課税の適用対象となるが、対して、海外サービスプロバイダーに関する増税の対応は、なお不明確さを残している。

デジタル化サービスにおける付加価値税(中国「増税」)の適用と普及は中国特有の課題ではなく、世界各国の課税権限当局も同様の課題を抱えている。例えばEU連合(EU)は数年前から、非EU企業がEU消費者に提供するあらゆる電子サービスに対して、一か所の納税地で付加価値税を納付するという税規則を実行している。そのため、2015年1月1日より、この税制度はワンストップサービスを提供しているEU企業にも適用されることになる。

中国の増税制においては、外国企業は増税一般納税義務者として登録されるため、売上税として税金納付することはできない。また、一般消費者から増税を徴収することも非常に困難である。中国政府が外国プロバイダーに対して、増税の徴収と普及に寄与する税務政策を実行するか否かは、現時点では不明である。

セット販売

複数の増税率が存在するため、セット販売の処理には困難が伴う。すなわち、役務提供のサービスに、商品または他のサービスを組み合わせて販売する場合、各構成部分に異なる税率が適用されることがある。基礎通信サービスおよび付加価値通信サービスの区分は困難であるため、電気通信業にとって、問題は一層深刻である。

そのために、納税者は、43号通達に基づいて通信サービス、無料商品（携帯電話など）、または無料の電信通信サービスの提供によって発生した、代金および価格外費用について区別して算定することが求められるが、その政策の解釈にはなお不明確な点も多い。一例を挙げると、利用者がサービス契約を締結し、最低月額利用料を約定した上で無料で携帯電話を入手する場合、下記のような問題が生じる。

- 通信サービスの全対価（市場公正価値）は、複数の商品やサービスに配賦した上で、それぞれの税率を適用して増税を納付するのか。
- 通信サービスの購入代金に対して増税を納付するだけでなく、携帯電話の正規価格に基づいて、かつ、それを販売として見なして増税を納付することが必要となるのか。もしそうであれば、実際利益に従って算出した増税額より高額となるため、この増加分は電気通信事業者の発生コストとなる。

公布済みの財税[2013] 106号通達には、増税の統一規定があるが、商品とサービスを組み合わせて販売する場合、またはセット販売するサービスの価格を区別して算定しない場合は、いずれか高い方の増税率適用をしている。

また、商品値引きや割引などの場合にも、同様な問題を発生させている。特例的な販売促進を実行する場合、増税の納付額減額が可能となるか否かである。もし、可能であれば、どの税率が適用されるのかなどである。

景品、販売促進計画、寄付金

従来の営業税と異なり、増税改革には見なし販売に関する規定が盛り込まれており、そこでは、無料景品の市場価値に基づいた売上増税を納付することになる。しかし、43号通達では、ポイント交換で提供された通信サービスは対象外とすることを明確にした。電気通信事業者が関連販促活動を行う場合、これらの無料サービスに対しては増税が徴収されることはない。

なお、この規定では、無料通信サービスを制限することから、そのため、無料景品や割引商品（携帯など）も増税の課税対象となる。

さらに、国有通信事業者三社が、非営利団体の寄付集めのために募集するショートメッセージを提供する場合、その寄付金は増税の課税対象とはならない。

増税の一括納付

税納付では、かねてより、通信企業の一括納税を希望する声が業界内でも強く、今回の43号通達でもその問題が扱われるとの希望的観測があった。なぜなら、大手電信通信業者は、省などの大きな地域単位で集中購買を行い、価格交渉力の強化や購買管理の維持を図っているからである。現時点では、一括納付の規定はないが、電気通信事業者の本社または省レベルの統括支社において、多額の控除可能な仕入税額が発生する可能性がある。なお、一段階低い市レベルでは、仕入税額から売上税額を控除することはできない。

近い将来、増税の一括納付に関する規定が単独公布されることが期待される。

テレホンカード

電信業界は、テレホンカードにまつわる増税の問題が解決されることを強く希望している。現行の営業税では、営業税はテレホンカードの割引価格に基づいて課税されることになっているが、現在の発票システムでは、その差異を識別することができない。43号通達はこの問題の対策に言及していない。国際的に見ると、多国の付加価値税（すなわち「増税」）制度でも、割引テレホンカードの処理には技術面また政策面の難題がある。

発票

中国の増增值税の仕組みでは、「増增值税専用発票」(仕入税額の控除証憑とできる)および「増增值税普通発票」(仕入税額の控除証憑にできない)の発行を厳しく規制している。増增值税発票は『金税系統(Golden Tax System)』と呼ばれるシステム処理に基づいて発行しなければならない。

増增值税発票の発行は煩雑で、納税者による厳格な内部管理が求められる。国有通信事業者三社の省レベル支社だけでも、発行する発票が数百万枚に達している。

現行の増增值税発票システムでは、一枚の発票に記入する税率が單一でないと発行できないため、同業界に二種の税率が存在した場合、増增值税発票が発行は不能となる。

43号通達には、増增值税発票に関する特殊な処理についての言及はない。業界関係者は通信業の増增值税発票発行に関する規定の調整、あるいは、さらに進んだ電子発票の使用を期待していた。これらの問題は、金融保険業など多数の発票を発行する業界にも同様に悩ませるものとなる。今後、国家税務総局が、発票に関する徴収・管理問題にかかる細則や規定を打ち出すことが強く望まれている。

増增值税改革対応の支援サービス

増增值税改革の対応に関する情報は、KPMG が 2013 年 6 月に出版した「[通信サービスの増增值税改革](#)」をご参照ください。

Khoonming Ho
Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang
David Ling
Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao
Vincent Pang
Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing
Lewis Lu
Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Chengdu
Anthony Chau
Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou
Lilly Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen
Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Shenzhen
Eileen Sun
Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong
Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling
Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber
Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di
Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu
Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Kevin Lee
Tel. +86 (10) 8508 7536
kevin.lee@kpmg.com

Paul Ma
Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang
Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong
Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Jessica Xie
Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Irene Yan
Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Leonard Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7511
leonard.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao
Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao
Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

David Chamberlain
Tel. +86 (10) 8508 7056
david.chamberlain@kpmg.com

Tony Feng
Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

Li Li
Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Alan O' Connor
Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Joseph Tam

Tel. +86 (10) 8508 7605
laiyiu.tam@kpmg.com

Anni Wang
Tel. +86 (10) 8508 7518
anni.wang@kpmg.com

Sheila Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Central China
Levis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau
Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Chris Ho
Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Lily Kang
Tel. +86 (21) 2212 3359
lily.kang@kpmg.com

Ho Yin Leung
Tel. +86 (21) 2212 3358
hojin.leung@kpmg.com

Sunny Leung
Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Christopher Mak
Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai
Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Brett Norwood
Tel. +86 (21) 2212 3505
brett.norwood@kpmg.com

Yasuhiko Otani
Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

John Wang
Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng
Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Grace Xie
Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu
Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang
Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Michelle Zhou
Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Cheng Dong
Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

David Huang
Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Dylan Jeng
Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Amy Rao
Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Henry Wong
Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Southern China
Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Sam Fan
Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Angie Ho
Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li
Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.ji.li@kpmg.com

Jean Ngan Li
Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lily Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao
Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Bin Yang
Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Penny Chen
Tel. +86 (755) 2547 1072
penny.chen@kpmg.com

Carter Li
Tel. +86 (755) 2547 1069
carter.li@kpmg.com

Bruce Xu
Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Grace Luo

Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Michelle Sun
Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau
Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss
Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowden
Tel. +852 2826 7166
darren.bowden@kpmg.com

Barbara Forrest
Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Daniel Hui
Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Charles Kinsley
Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos
Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Alice Leung
Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Curtis Ng
Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman
Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany
Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma
Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Lachlan Wolfers
Tel. +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

Jennifer Wong
Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing
Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com